

令和5年度

第36回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年2月27日(火)

伊勢原市農業委員会

第36回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和6年2月27日（火） 午前9時55分から午前11時00分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

5 欠席委員

6 署名委員

越水 一雄、 三野 孝文

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・片山 淳二
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審議内容 （開会 午前9時55分）

[事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第36回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方はおりません。出席委員10名で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。

[議長] それでは、只今から、第36回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、6番・越水一雄委員と7番・三野孝文委員の両名にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告4件、議案6件の計10件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

議案書の1ページから2ページをご覧ください。内訳は、高部屋地区で1件、成瀬地区で1件、大田地区で1件の届出を受理しています。なお、いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が3件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

[議長] 報告第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で1件、伊勢原地区で2件、高部屋地区で1件の申請がありました。

報告第2号の1、申請人は沼目七丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和5年12月26日、対象農地の明細は4頁から5頁です。小稲葉字宮ノ前に3筆、同字丘毛に7筆、同字下河内に2筆、同字行合に3筆、同字下野原に2筆、合計17筆、面積は7,789平方メートルです。1月19日に事務局で現地調査を行い、水稻、牧草の刈り込み跡を確認しています。1月19日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第2号の2、申請人は池端にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年1月12日、対象農地の明細は6頁から7頁です。池端字下中澤に27筆、同字宮下に2筆、合計29筆、面積は9,970平方メートルです。1月16日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈り込み跡、大根、ネギ等の露地野菜の作付けを確認しています。1月18日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第2号の3、申請人は桜台三丁目にお住まいの方で、被相続人の妻になります。申請日は、令和6年1月16日、対象農地の明細は8頁です。桜台三丁目に1筆、沼目字中道上に2筆、同字堤に1筆、同字中道下に2筆、合計6筆、面積は5,712平方メートルです。1月23日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈り込み跡、ネギ等の露地野菜の作付けを確認しています。1月25日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第2号の4、申請人は石田にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年2月9日、対象農地の明細は9頁から10頁です。日向字西新田原に4筆、同字洗水に1筆、同字原田に1筆、同字久保田に1筆、同字上藤野に2筆、同字上北原に4筆、合計13筆、面積は9,008平方メートルです。2月15日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈り込み跡、白菜、ネギ等の露地野菜の作付けを確認しています。2月19日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農業用施設への農地転用届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 届出は2件です。建築敷地面積が200平方メートル未満の農業用施設は農地法第4条の転用許可申請は不要となります。

報告第3号の1、図面番号は1番です。届出人は日向の方です。

場所は、日向字渋田の1筆、面積48平方メートルの宅地にまたがって鉄骨造平屋建ての42.94平方メートルの物置を建設する計画です。

この場所は市道の拡幅工事により古い物置を撤去し畑の面積が買収により減少しました。そこに農作業用のトラクターなどを入れる物置を

建設します。工事予定は1月20日から4月20日です。1月30日に農業用施設の届出が提出されましたので報告をいたします。

次に報告第3号の2、図面番号は2番です。届出人は上粕屋の方です。

場所は、上粕屋字石倉下の2筆の一部、面積1,057平方メートルのうちの建築敷地面積166.99平方メートルの部分に木造2階建て建て床面積49.68平方メートルの倉庫を建築する計画です。

届出地は伊勢原大山インター土地区画整理事業区域内にあり、今回、造成工事の実施により既存倉庫を移転するため、新たに新築します。既に仮換地が済んでおり、建築にあたり区画整理法に係る許可を取得済みで、10月には生産緑地の指定を受ける予定です。工期は2月26日から4月30日です。2月9日に農業委員会へ農業用施設の届出が提出されましたので報告をいたします。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農業用施設への農地転用届出が2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。
お手元資料のとおり高部屋地区の1件について、専決により通知を受理しましたので報告します。
通知内容について、補足いたします。
報告第4号の1については、賃借地を売買するため解約に至ったものです。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
【 質問なし 】

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例の農地等の利用状況の確認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依

頼により農業委員会が調査し税務署に提出するものです。今回平塚税務署から大田地区で1件の依頼がありました。

議案第1号の1、整理簿番号H16A008、特例農地の利用状況確認書は議案書の14頁から15頁です。対象者は小稲葉にお住まいの方で、小稲葉字鎗田に2筆、同字三之樋に2筆、同字宮ノ町に5筆、合計9筆、面積4,896平方メートルを特例農地としております。2月14日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、水稻の刈り込み跡を確認し、適正に管理がされていまして。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局が説明したとおり、2月14日に事務局と現地を確認しております。全て田で、適正に管理されておりましたので問題ないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」とこといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で2件、比々多地区で3件、大田地区で2件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は3番です。併せて公図をご覧ください。申請地は子易字丹沢の1筆、面積は362平方メートルです。譲渡人は東京にお住まいの方で、譲受人は上粕屋にお住まいの妹の方です。経営規模拡大のため無償にて所有権を移転します。

2月21日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、露地野菜の作付けが確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の2、図面番号は4番です。併せて公図をご覧ください。こちらは、前回の総会で継続審議とされた案件です。

申請地は上粕屋字子易の1筆、面積は244平方メートルです。譲渡人は上粕屋にお住まいの方で、譲受人は同じく上粕屋にお住まいの方です。経営規模拡大のため無償にて所有権を移転します。

2月19日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、果樹の作付けが確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の3、図面番号は5番です。併せて公図をご覧ください。申請地は三ノ宮字中初川の1筆、面積は62平方メートルです。譲渡人は平塚市にお住まいの方で、譲受人は同じく平塚市にお住まいの夫の方です。経営移譲のため無償にて所有権を移転します。

2月20日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、果樹の作付けが確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の4、図面番号は6番です。併せて公図をご覧ください。申請地は三ノ宮字中初川の1筆、面積は528平方メートルです。譲渡人は平塚市にお住まいの方で、譲受人は同じく平塚市にお住まいの娘の方です。経営移譲のため無償にて所有権を移転します。

2月20日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、果樹の作付けが確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の5、図面番号は7番です。併せて公図をご覧ください。申請地は三ノ宮字下初川の1筆、面積は747平方メートルです。譲渡人は平塚市にお住まいの方で、譲受人は横浜市にお住まいの息子の方です。経営移譲のため無償にて所有権を移転します。

2月20日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が

経営している他の農地については、果樹の作付けが確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の6、図面番号は8番です。併せて公図をご覧ください。申請地は三ノ宮字中西の1筆、面積は418平方メートルです。譲渡人は平塚市にお住まいの方で、譲受人は沼目にお住まいの方です。経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

2月21日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、露地野菜の作付けや水稻の刈り込み跡が確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の7、図面番号は9番です。併せて公図をご覧ください。申請地は下谷字筒川の1筆、面積は919平方メートルです。譲渡人は座間市にお住まいの方で、譲受人は下谷に本拠地を構える農地所有適格法人です。経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

2月19日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地については、水稻の刈り込み跡が確認でき、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月21日に事務局と私が、譲受人の所有農地と農機具の状態を見に行きまして、適正に管理されておりました。

また、2月24日に地区委員2名と推進委員2名の4名で、対象の農地を確認しました。

申請地については、譲渡人が相続でこの土地を所有しましたが、遠方に住んでおりまして、休みの度や退職後、時々来て農地を管理していました。また、こちらに友人がおりまして、友人と一緒に、あるいは友達にお願いするなど、いろいろ手を尽くして管理されておりました。

今回、遠方に住んでいることと、年齢的にこれ以上やりきれないということで、近くで農業をやっている妹に譲りたいということで、申請に至りました。譲受人も私も知っている方で、ご主人も一生懸命農業をされておりまして、特に問題はないと思います。以上です。

[議長] 議案第2号の2につきまして地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] この件につきましては、先月の継続案件で、2月24日に現地調査を行う前に事務局に確認をしましたら、3月末までに雑木を伐採して、みかんが植えられるようにすると約束があったということで、よろしいかと思います。以上です。

[議長] 議案第2号の3につきまして地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月20日に事務局と、2月23日に地区農業委員及び推進委員で、現地確認を行いました。経営移譲する農地、さらにはその他に所有する農地につきまして、ブドウ栽培をメインに適切に管理されていることを確認いたしました。以上です。

[議長] 2号の4と5も同じならば一緒に説明をお願いします。

[地区担当委員] 同じく2月20日に事務局とそれから2月23日、比々多地区委員全員で現地確認を行いました。

譲渡人の娘さんに経営移譲する農地と、それから議案第2号の5の息子さんに経営移譲する農地は、両方とも適切に管理されていることを確認しました。以上です。

[議長] 議案第2号の6につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月21日に事務局と、2月22日に地区委員と現地を確認しております。

この土地に関しては、元々譲受人が所有している土地が道路から入るところがなくて今回の有償移転してもらう土地を通して、その奥に自分の土地があるので、申請地を所有することによって非常に作業がしやすくなると思いますので、いい土地があったなって感じで、他の所有する農地も、全て適正に管理されていて問題ないと思います。以上です。

[議長] 議案第2号の7につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

- [地区担当委員] 2月19日に事務局と、2月22日に地区委員と現地を確認しております。
- この譲受人は株式会社を作られて、大きく稲作と野菜をやっている方で、今回、譲渡人の方から、もう作りきれないので売買の意向があり、それを受けたということなので、この件に関しても全く問題がないと思います。
- [議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【 質問なし 】
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
- 議案第2号の1について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【 挙手全員 】
- [議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可する」ことといたします。
- [議 長] 議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【 質問なし 】
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
- 議案第2号の2について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- 【 挙手全員 】
- [議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可する」ことといたします。
- [議 長] 議案第2号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【 質問なし 】
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の3について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

〔議 長〕 挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

〔議 長〕 議案第2号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

〔議 長〕 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の4について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

〔議 長〕 挙手全員。よって、議案第2号の4については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

〔議 長〕 議案第2号の5について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

〔議 長〕 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の5について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

〔議 長〕 挙手全員。よって、議案第2号の5については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

〔議 長〕 議案第2号の6について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

〔議 長〕 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の6について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の6については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第2号の7について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の7について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の7については、「原案のとおり許可する」ことといたします。

[議 長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明をお願いいたします。

[事 務 局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回2件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は10番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は東大竹字下谷戸の1筆、面積は1,100平方メートルで、西側は県道に面し、南側と東側は農地、北側は自社用地の資材置場となっています。先月の総会で継続審議となった案件です。先週地区担当委員から連絡がありまして、県との進捗状況はどうなっているのかと質問をいただきましたが、今日現在まで特に書類の方は順調に処理しておりまして、問題なしという状況の報告を申し上げます。

譲渡人は東大竹の方です。譲受人は伊勢原4丁目の会社です。権利関係は、所有権移転です。

この会社の既存の資材置場は2箇所隣接と申請地の北側50メートル先の所にあります。50メートル先は解体業の置場となっています。

隣地は平成8年に農業用堆肥舎として許可を受けた施設ですが、現在はこの会社の所有となっており、屋根があるので建築資材の置場として使用しています。修正書類の提出があり、既存の資材置場について追加で2つの施設について説明します。

竹園小学校前の場所は月極駐車場となっているため資材を置く場所が限られています。もう一つは、県道平塚伊勢原線ヤクルト岡崎販売所の前ですが、駐車場となっています。

土木工事の資材について置場を探していたところ隣地地主の了解を得られたので転用します。

置場には砂利・残土一時置場・単管パイプ・コンクリート製品などの土木資材を置きます。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりとは10ヘクタール未満であることから、その他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は整地し雨水は浸透トレンチ管を敷設して浸透処理します。周囲は3メートルの鋼板で囲みます。

計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です、現時点では、県担当者から特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、議案第3号の2、図面番号は11番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は三ノ宮字下栗原の2筆、面積は1,531平方メートルで、西側は農道4メートルに面し、南側と東側は水路、北側は畑となっています。

譲渡人は三ノ宮の方です。譲受人は三ノ宮の土木建設の会社です。権利関係は、所有権移転です。

この会社は、事務所の北50メートルの所に1,031平方メートルの土地に既存の資材置場がありますが、従業員17名の通勤車両・工事車両・重機・資材置場で手狭になっているため、探していたところ同じ三ノ宮で適地が見つかったため新たな資材置場として転用します。

この置場は材料一時ストック場、土木資材・大型重機・仮設事務所などの置場とします。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりとは10ヘクタール未満であることからその他2種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は高低差があるため盛土して砂利敷整備します。雨水は浸透トレンチ管を敷設して浸透処理します。周囲は豪雨対策として20センチの土手を作り、29度の法面とし、隣地境から80から110センチメートルの離れを取ります。

工事期間を3年間としているのは、盛土資材の自社調達のため余裕をもって設定しています。

計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です、

現時点では、県担当者から特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 今お話がありましたように前回からの継続審議ということで、今の事務局の説明において、修正及び県の指摘もないということで、現地確認上は問題なく、前回も話したとおりでございます。よろしくご審議をお願いします。

[議長] 議案第3号の1につきまして地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 申請内容につきましては事務局の説明の通りでございます。2月23日に地区委員全員で現地の確認をいたしました。
雨水処理もきちんとなされておりました、また近隣農地の地権者に対しても事前説明をしてあるというようなことでございますので、別段問題はないというように考えられます。以上です。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、利用状況調査に伴う農地非農地判断について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 農地法第30条第1項に規定する利用状況調査において、再生利用が困難な農地があった場合は、国からの技術的助言、農水省課長通知により農地法対象除外の扱いとして、農地に該当しない旨の判断を農業委員会の責任において行うこととされています。

なお、この判断は、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であり、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合と、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当するものが対象となります。

しかし、対象を委員3名以上と順次調査している状況の中では、森林の様相を呈しているなどの農地を優先して判断を行っています。

今年度の案件は20件、27筆、土地所有者19名、全体面積18,291平方メートルについて、ご審議をお願いします。位置図については先月の全員協議会資料でも添付しています。

1月18日木曜日、大山地区委員2名と地区代表委員と私の4名で合同調査を行いました。

議案第4号の1、図面番号は12番です、大山字坂本町の1筆、133平方メートルについて、公図・現況写真・判定シートをご覧ください。

この場所は、コマ参道の階段を塚本みやげ店・えびすやの所から西隣の鈴川の対岸に位置する畑で、進入路がなく相当な年数が経過した雑木林となっていました。

鈴川左岸を下流から上れば、対象地に至ることができるらしいのですが、周囲は山林に囲まれた斜面地で農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要し、民地を使って進入路等を新設しないと重機の搬入が困難な場所であります。

また、復元したとしても、斜面地で地理的条件から、継続利用も見込み難いと考えられます。

次に、議案第4号の2、図面番号13番、大山字清水入と稲荷町の3筆、合計面積1,297平方メートルについて、ご説明します。

この場所は、現況写真のとおり傾斜地に杉が植林され、周囲が山林で進入路もない状況でした。

次に、議案第4号の3は議案書発送後、所有者からの連絡をいただき、場所違いと判明し、農地判定となりましたので削除してください。

次に、議案第4号の4から9は、図面番号は15番、大山字梅原の2筆と白ハズの6筆、合計面積5,954平方メートルの一団の土地で筆ナンバー6から13で表示しています、公図・現況写真・判定シートをご覧ください。

この場所は、車を降りた所から急な山道を10分前後登った先にあり、通信電波が途切れ、タブレットの位置情報も機能しない場所でしたが、大山の委員は地元の方に案内をして貰って一度下見に来ていたため、 कारणじて位置が分かる状況でした。

筆ナンバー6と7は、尾根伝いの少し開けた所でしたが、両側は急斜面で自然林の中でした。突き当たりには数年前の大風で大木が倒れて鹿柵が破壊されたままになっていました。

筆ナンバー8・9・11は、湾曲に崩落した急斜面地で近づくこともできませんでした。現況写真には手前のヤブが写っているだけとなっています。

筆ナンバー10は8・9・11の湾曲地の淵を形成している場所で急傾斜地の自然林となっていました。筆ナンバー10の西側には2年前まで耕作に来ていた畑があり、大きなハッサクの実が成っていましたので、調査結果としては耕作中としましたが、地形上の制約を考えるとこれ以上の利用困難な土地はあるのかと考えさせられる場所でした。

筆ナンバー12は、杉の植林がされていました。

筆ナンバー13は、山道からの十数メートル下の沢までにある窪地の湿地で自然林でした。

次に比々多地区ですが、1月11日木曜日、地区委員5名と私の6名で合同調査を行いました。

調査は急傾斜のヤブに阻まれ、調査未了の農地や、山を重機を使ってひな壇に開墾してみかん畑にしましたが、獣害被害で放置され孟宗竹の林となった農地など場所により地形上の制約がさまざまで、調査委員の意見も分かれました。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない場合の適用はどこまで踏み込めるか線引きの難しさを感じました。

議案第4号の10と11、図面番号は16番、三ノ宮字中尾根山の3筆、合計面積4,616平方メートルの一団の土地で、筆ナンバー14・

15・16で表示しています、公図・現況写真・判定シートをご覧ください。

現況写真のとおり杉が植林され、周囲は藪で人が歩くだけの山道がある状況でした。

次に、議案第4号の12・13・14は、図面番号は17番、善波字獅子窪入の3筆、合計面積2,579平方メートルの一団の土地で、筆ナンバー17・18・19で表示しています。

現況写真のとおり杉が植林され、車を降りた場所から斜面を高低差50メートル程度みかん山の端を上った尾根伝いの急斜面地で、尾根に出ると秦野市側の山並みが見渡せました。

対象地の東側の斜面地は、日当たりが良く同じ急傾斜地ですが50メートルの高低差にみかんが実っていました。

次に、議案第4号の15から20、図面番号は18番、善波字弦シメシの8筆、合計面積2,555平方メートルの一団の土地で、筆ナンバー20から24と28から30で表示しています。

抜けている筆ナンバー25から27までは坪ノ内の方が所有していて、利用権（使用貸借）の設定がされているため、今回の手続きは保留とします。事前案内はがきを発送していますので、土地所有者からの連絡を待つて手続きをしたいと思います。

次に、議案第4号の21、図面番号は19番、善波字槍畑の1筆、1,137平方メートルの土地で、筆ナンバー31で表示しています。

現況写真のとおり矢倉沢往還沿いの土地ですが、幹周り30センチメートル以上の木と竹藪で自然林となっていました。

隣接のみかん畑も放置されて数年ですが、北斜面で日照が悪くみかんと笹竹の混在の状況でした。農地に復元するには、樹木の伐採や重機を用いた抜根等の大がかりな再生作業を要し、民地を使って進入路等を新設しないと重機の搬入が困難であり、また、復元したとしても、斜面地で地理的条件から、有効利用可能な農地として見込み難いと考えられる農地について現在の植生と合わせて調査した結果、この場所では筆ナンバー31のみを提案します。

最後に2月1日付けで21件の事前案内はがきを発送した結果を付け加えます。1名が来庁され手続きの確認に来られました。1名は電話問合せの方がおられました。もっと非農地にして欲しいとの事でした。1名は転居されていて再送付いたしました。1名は宛先不明・相続人不明農地と思われる所有者がいました。1名は先ほど説明した利用権設定の所有者でした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1から9につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 先ほど、事務局から非常に詳細な説明をしていただきました。
この農地は山の中にありまして、進入路がよくわからない、あったとしても人がやっと通れるような所、あるいは、あっても急坂で人間が歩けても滑ってしまって、非常に危険なような所がありました。
そこで全体的に言いますと、杉や針葉樹が植林された後、自然林の所がありまして、ここを農地にしようと思っても、重機も入らない、もし農地に戻すことができたとしても、そこを有効に使うことは考えられません。従いまして、この農地を非農地にしても問題はないというふうに思います。1月18日に事務局と大山・高部屋地区の議員2名と大山地区の推進3名、合計5名で現地を確認しております。以上です。

[議長] 議案第4号の10から21につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1月11日に非農地判断の対象となっております山林化している農地につきまして、事務局と農業委員、推進委員の6名で現地調査を行いました。
ただいま事務局の方から詳細な説明があったとおりでございまして、今回の調査では比々多地区で12ヶ所につきまして、非農地とする判断をいたしました。以上でございます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1から21について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の1から21までを一括採決いたします。
議案第4号について原案の通り認めることに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります新規設定の申出2件について、順に説明申し上げますので御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和6年3月1日となります。

まず、議案第5号の1、高部屋地区、日向字北新田の1筆、961平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約7アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

続いて、議案第5号の2については、借り受けた農地を適切に利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件が付された解除条件付き利用権設定であり、一般法人への利用権設定は、この解除条件を付すことが法令で定められています。

議案第5号の2、成瀬地区、見附島字西谷原の1筆、991平方メートルの解除条件付きの使用貸借の受け手となる法人は、約251アールの規模を耕作している法人であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第5号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

[委員] 5号の2で一般法人と書いてあるが、251アール経営している一般法人というのは、農地所有適格法人のことですかね。要するに、借受人が綾瀬の法人であって伊勢原に農地を借りるってことでしょ。

[事務局] 綾瀬の法人が伊勢原の農地を借りるということになります。

[委 員] そうすると、農地を借りる要件というか、資格がなければこれだけの広い土地を持ってないと思いますが、備考に書かれているのは一般法人となっていますが、一般法人が土地を借りるのは大丈夫ですか。

[事 務 局] 借りるのは大丈夫ですか、買うことはできません。この借受人は、農業以外の他部門、例えば建築業などの事業もやっていて、いわゆる農業専門の法人ではないことから、農地所有適格法人の要件満たしてないため、一般法人として扱われ、農地の貸し借りを解除条件付きで設定します。借りることはできても、所有することはできません。

[委 員] わかりました。

[議 長] 他にありませんか。
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 議案第6号伊勢原市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の承認について事務局から説明をお願いいたします。

[事 務 局] 農業委員会等に関する法律第17条により、農業委員会は、原則、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとなっております。
議案第6号については、当規定に基づき令和3年4月2日に委嘱された農地利用最適化推進委員の任期が令和6年3月31日に満了するため、昨年、10月から11月にかけて委員候補者の募集を行い、条例で規定されている定数12名の方の推薦があったことから、委員候補者に関して農業委員会の承認を求めるものとなります。
なお、次期委員の任期は、委嘱の日である令和6年4月2日から令和9年3月31日までの約3年間となります。
それでは、資料に基づき、伊勢原市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者について、ご説明申し上げます。
1番、近藤喜一、市内在住の70歳で再任。担当区域は、伊勢原地区の伊勢原、池端、田中、板戸となります。

2 番、田中茂夫、市内在住の 71 歳で新任。担当区域は、伊勢原地区の東大竹、岡崎となります。

3 番、高橋利夫、市内在住の 70 歳で再任。担当区域は、大山・高部屋地区の大山、上粕屋内の子易、石倉、台久保山王原となります。

4 番、青柳義明、市内在住の 68 歳で新任。担当区域は、大山・高部屋地区の西富岡、上粕屋内の川上、鉾引、峰岸、辻尾崎秋山となります。

5 番、秋山政良、市内在住の 71 歳で新任。担当区域は、大山・高部屋地区の日向、上粕屋内の一之郷中丸となります。

6 番、齋藤裕樹、市内在住の 45 歳で新任。担当区域は、比々多地区の神戸、串橋、白根、三ノ宮内の木津根橋となります。

7 番、持田博司、市内在住の 71 歳で再任。担当区域は、比々多地区の笠窪、善波、坪ノ内となります。

8 番、佐野幸一、市内在住の 75 歳で再任。担当区域は、比々多地区の三ノ宮、栗原となります。

9 番、石川茂夫、市内在住の 69 歳で再任。担当区域は、成瀬地区の東富岡、栗窪、高森となります。

10 番、杉田和雄、市内在住の 76 歳で新任。担当区域は、成瀬地区の下糟屋、石田、見附島、下落合となります。

11 番、細野量平、市内在住の 69 歳で再任。担当区域は、大田地区の上谷、下谷、小稲葉となります。

12 番、杉山茂夫、市内在住の 72 歳で再任。担当区域は、大田地区の原之宿、東沼目、西沼目、上平間、下平間となります。

以上の 12 名が委員候補者となります。御審議の程、よろしく願います。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第 6 号について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第 6 号について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第 6 号については、「原案のとおり承認する」ことといたします。

〔議長〕 以上をもちまして、第３６回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

【午前１１時００分 終了】